岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県条例第41号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料				
事務名称	金 額	指定試験機関等		事務	名 称	金額	指定試験
事 伤							機関等
[略]				[略]			
14 [略] [略]				14 [略]	[略]		
備考 [略]				15 法第 27 条第 4			
				項 (法第 31 条の			
				12 第2項におい			
				て準用する場合			
				を含む。)又は第			
				31条の2第4項			
				(法第 31 条の 7			
				第2項及び第 31			
				条の 17 第2項に			
				おいて準用する			
				場合を含む。)の			
				規定に基づく法			
				第 27 条第1項、			
				第 31 条の2第1			
				項、第 31 条の 7			
				第1項、第31条			
				の 12 第1項又は			
				第31条の17第1			
				項の届出書の提			
				出があった旨を			
				記載した書面の			
				<u>交付</u>			
				(1) 法第2条	店舗型営業届	11,900 円	
				第6項又は第	出確認書交付		
				9項の営業を	<u>手数料</u>		
				営もうとする			
				者に対する書			
				面の交付			

(2) 法第2条	無店舗型営業	3,400 円と 8,500 円	
第7項第1号	(受付所) 届出	に受付所の数を乗	
の営業を営も	確認書交付手	じて得た額との合	
うとする者で	数料	計額	
当該営業につ			
き受付所を設			
けようとする			
ものに対する			
書面の交付			
(3) 法第2条	無店舗型等営	3,400 円	
第7項、第8項	業又は改正法		
若しくは第 10	附則届出確認		
項の営業を営	書交付手数料		
もうとする者			
((2)に規定す			
<u>る者を除く。)</u>			
又は風俗営業			
等の規制及び			
業務の適正化			
等に関する法			
律の一部を改			
正する法律 (平			
成 17 年法律第			
119 号)附則第			
3条第2項の			
届出書を提出			
したものとみ			
なされる者に			
対する書面の			
<u>交付</u>			
16 法第 27 条第 4			
項 (法第 31 条の			
12 第2項におい			
て準用する場合			
を含む。)又は第			
31条の2第4項			
(法第 31 条の 7			
第2項及び第 31			
条の17第2項に			
おいて準用する			
場合を含む。)の			

20 全年 2 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2		担合に甘べく辻倅	I	1	1 1
20年代 (20年 ) 1 (20年 ) 2 (20年		規定に基づく法第		ļ	
次に第31条の2 第2項 (法第 31 条の7 第2項 (法第 31 条の7 第2項 (法第 31 条の7 第2 項 (法 31 年 31					
第2項 (法第 3)   条の 7 第 2 項及   3					
金の7第2項及   5年2月   500円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円と8,500円   100円を20円   100円と8,500円   100円を20円   100円と8,500円   100円を20円					
近路3条の17第   2項において発   用する場合を含   5.1 の配出物の   掛世があった片   を記載した書庫   1.000円と 5.00円   2更(受付所符   1.00円と 5.00円   2更(受付所符   1.00円と 5.00円   2更(受付所符   1.00円と 5.00円   2月(を報節に係る   2.00円   2月(を報節に係る   2.00円   2月(を報節に係る   2.00円   2月(を報節に係る   2.00円   2月(を報じの合計   2.00円   2月(を報じの合計   2.00円   2月(を報じの合計   2.00円   2月(を報じをの合計   2.00円   2月(を報じをの合計   2.00円   2月(を報じをの合計   2.00円   2月(をまじま)   2月					
2 項において使用する場合を含す。 の配出書の提出があった旨を記載した書面の交付       建出があった旨を記載した書面の交付       (1) 変更に個					
田子る場合を含					
立					
世出があった音 を記載した豊面 の交付 (1) 変更に係					
の交付     (1) 変更に経     無店舗型営業       乙事項が受付     更更 (受付所)       所の新設に経     受付所の数を乗じ       乙ものである     受付所の数を乗じ       場合     (2) その他の     登業変更届出       場合     登業変更届出     1,500 円       地位     登業変更届出     1,500 円       地位     登業度出出     1,200 円       第2項において     2項において     2項において       準用する場合を会社。又は第31条の15第2項において     2項において     2項において       工作日本の場合を会社。の規定に基づく届出書の提出があった。     2項においるのた     200 円       企会で記のの規定に基づく届出書の再交付     (第6)     [略]					
(1) 変更に係 無店舗型営業 1,900円と8,500円 た当該新設に係る 要更 (受付所新 に当該新設に係る 要し 局出確認書 受付所の数を乗じ 交付手数料 類 (2) その他の 営業変更届出 強認事交付手 数料 1,500円 強張事交付手数 第2項において 準用する場合を含む、) 又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項において 準用する場合を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付 [#6]					
本項が受付 所の新設に係 とものである 場合     とうのである (2) その他の 当金     と対所の数を乗し 交付手数料       17 法第27条第4 項(法第31条の12 第2項において 準用する場合を 含む。) 又は第31 条の2第4項(法 第31条の7 第2 項及び第31条の 17第2項におい で應用する場合 含な。) フは第31 人の2第4項(法 第31条の 7 第2 項及び第31条の 17第2項におい で應用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付     よら対所の数を乗し で業屋田確認 事再交付手数 料					
所の新設に係     設)届出確認書       20 その他の     登表変更届出       場合     登表の任子       20 その他の     登表の上       選出 事務を付手     数料       21 法第31条の12     第2項において       第1 年 5 場合を全合な。会な。) 又は第31条の 7 第 2 項及び第31条の 17第 2 項において、定用する場合を会合な。) の規定に基づく届出書の提出があった。 資金記載した書面の再交付       債务 [略]					
本品のである 場合     文付手数料       (2) その他の 場合     営業変更届出 選問書交付手       17 法第27条第4 項(法第31条の12 第2項において 強用する場合を 含む。) 又は第31条の 7 第 2 項及び第31条の 7 第 2 項及び第31条の 17第 2 項において で作用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 資を記載した書 面の再交付     1,500円 業際 2 項と 2 項を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を					
場合     (2) その他の 場合     営業変更届出 確認書交付手 数料       17 法第27条第4 項(法第31条の12 第2項において 準用する場合を 含む)又は第31 条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい て準用する場合 を含む)の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 画の再交付     計算2項におい で建用する場合 を含むしの規定					
(2) その他の 場合     営業変更届出 施設書交付手 数料       17 法第27条第4 項(法第31条の12 第2項において 準用する場合を 含む。) 又は第31 条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項において準用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付       (2) その他の 確認書交付手 数料       17 法第27条第4 2 項及び第31条の 17第2項において進用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付       (6) (2) 日本の 確認書を可能 (2) 日本の (2) 日本の (3) 日本の (4) 日本の			交付手数料		
場合   確認書交付手   数料   17   法第27条第4   営業届出確認   1,200円   書再交付手数   第2項において   準用する場合を   含む。) 又は第31   条の2第4項(法   第31条の7第2   項及び第31条の 7第2   項及び第31条の 17第2項において   準用する場合を   含む。) の規定に 基づく届出書の提出があった   宣を記載した書面の再交付   備考 [略]		<u>場合</u>		額	
数料   17 法第27条第4   営業届出確認   1,200円   書再交付手数   1,200円   書再交付手数   料   料   料   料   料   料   料   料   料		(2) その他の	営業変更届出	<u>1,500円</u>	
17 法第27条第4     営業届出確認       項(法第31条の12     書再交付手数       第2項において     料       準用する場合を     含む。) 又は第31       条の2第4項(法     第31条の7第2       項及び第31条の     17第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付       備考 [略]		<u>場合</u>			
項(法第31条の12       第2項において       準用する場合を       含む。) 又は第31       条の2第4項(法       第31条の7第2       項及び第31条の       17第2項において       で準用する場合を含む。) の規定に基づく届出書の提出があった。       信を記載した書面の再交付       備考 [略]			<u>数料</u>		
第2項において 準用する場合を 含む。)又は第31 条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい て準用する場合 を含む。)の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付  備考 [略]		<u>17 法第27条第 4</u>	営業届出確認	<u>1,200 円</u>	
準用する場合を 含む。) 又は第31 条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい て準用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付         備考 [略]		項 (法第31条の12	<u>書再交付手数</u>		
含む。) 又は第31 条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい て準用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付 備考 [略]		第2項において	<u>料</u>		
条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい で準用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付		準用する場合を			
第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい て準用する場合 を含む。) の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付  備考 [略]		含む。) 又は第31			
項及び第31条の         17第2項におい         で準用する場合         を含む。)の規定         に基づく届出書         の提出があった         旨を記載した書         面の再交付    備考 [略]		条の2第4項 (法			
17第2項におい       で準用する場合       を含む。) の規定       に基づく届出書       の提出があった       旨を記載した書       面の再交付       備考 [略]		第31条の7第2			
で準用する場合       を含む。)の規定       に基づく届出書       の提出があった       旨を記載した書       面の再交付       備考 [略]		<u>項及び第31条の</u>			
を含む。) の規定       に基づく届出書       の提出があった       旨を記載した書       面の再交付       備考 [略]		17第2項におい			
に基づく届出書         の提出があった         旨を記載した書         面の再交付         備考 [略]		て準用する場合			
の提出があった         旨を記載した書         面の再交付         備考 [略]		を含む。)の規定			
<u>旨を記載した書</u> <u>面の再交付</u> 備考 [略]		に基づく届出書			
<u>面の再交付</u> 備考 [略]		の提出があった			
備考[略]		旨を記載した書			
		面の再交付			
備考 改正部分は、下線の部分である。		備考 [略]			
	備考 改正部分は、下線の部分である。				

この条例は、平成18年5月1日から施行する。